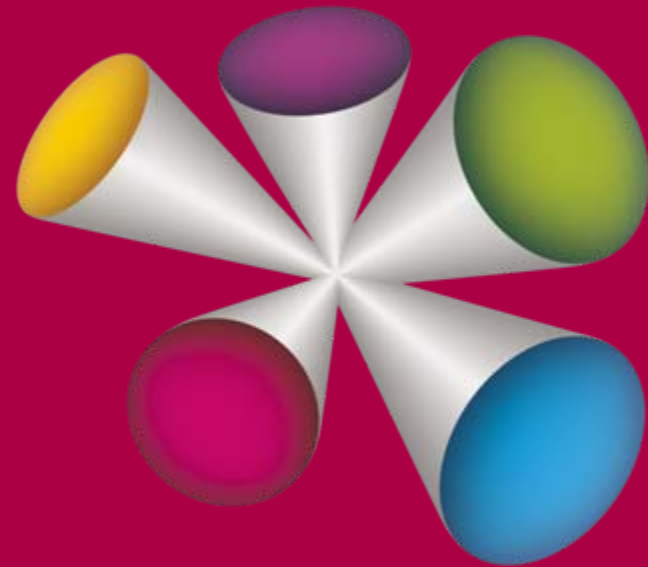


中堅・中小・ベンチャー企業における 多様な取組と諸課題/課題解決に向けて

(株)ワコムにおけるグローバルビジネス
& 知的財産戦略



総合企画本部

法務・知的財産部 GM 秋田信行

2012年1月23日

目次

- ワコムの事業 & 技術
 - i) 独自の革新的技術を開発(グローバルな特許技術として保護)
 - ii) 特許侵害訴訟で、侵害品を排除
- 特許侵害訴訟による侵害品排除
 - i) 2006～2008年 中国メーカーに対する特許侵害訴訟 (米国 & 中国)
 - * 米国/中国訴訟における制度的検討
 - * 中国侵害訴訟のポイント
 - ii) ワコムにおける知財管理
 - * 特許 & 意匠出願
 - * 出願前の発明評価
 - * 権利活用
- 将来を見据えた知財戦略

ワコム の 事業 & 技術

- ‘83年、ペンタブレットの開発、製造を目的として設立
- 独自の技術(電磁誘導授受方式センサー技術)により、成長
(現在全世界で約80%のマーケットシェアを占める)
- 現地法人による販売活動
 - 売り上げ: 約330 億円 (2011年3月期)
 - (内ペンタブレット 約265億円 [全体の80%])

| | | | |
|-------|---|------|-------|
| 米国 | : | 90億円 | (35%) |
| ヨーロッパ | : | 70億円 | (30%) |
| 日本 | : | 50億円 | (20%) |
| アジア等 | : | 42億円 | (15%) |
- プロ用製品の後、業務用、コンシューマー用、部品事業へ
事業を拡大

製品ラインと利用分野

プロフェッショナル製品

- Intuos (インテュオス) シリーズ
- Cintiq (シンティック) シリーズ

コンシューマ製品

- Bamboo (バンブー) シリーズ

ビジネス製品

- DT シリーズ、STU シリーズ

コンポーネント

- ノートPC (タブレットPC)
- タブレット型情報端末
- スマートフォン、電子書籍等

pen tablet system
for professionals **intuos.4**



Cintiq. 24HD
interactive pen display



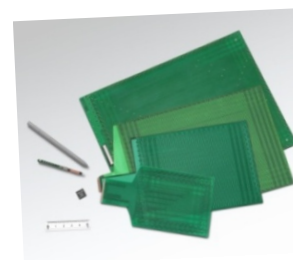
BAMBOO™



BAMBOO®
STYLUS



feel



wacom®

(参考資料) プロフェッショナル製品 Intuos



intuos.4

Macworld Editors' Choice

PC EDITORS' CHOICE
PCMag.com

参考資料

BAMBOO™ FUN



Cintiq[®]
interactive pen display



ペンタブレット＝コンピュータで絵を描く、
字を書くための「電子の筆」

ワコムの事業 & 技術

- ・ ペン・タブレットとは？

コンピューター・入力装置で、電子ペンを用い、
(紙と鉛筆のように)手書きの絵や文字をタブレット(板面)に
描き、そのままコンピューターに入力する装置。

紙と鉛筆→電子的に置き換える

ワコム 基本技術の紹介

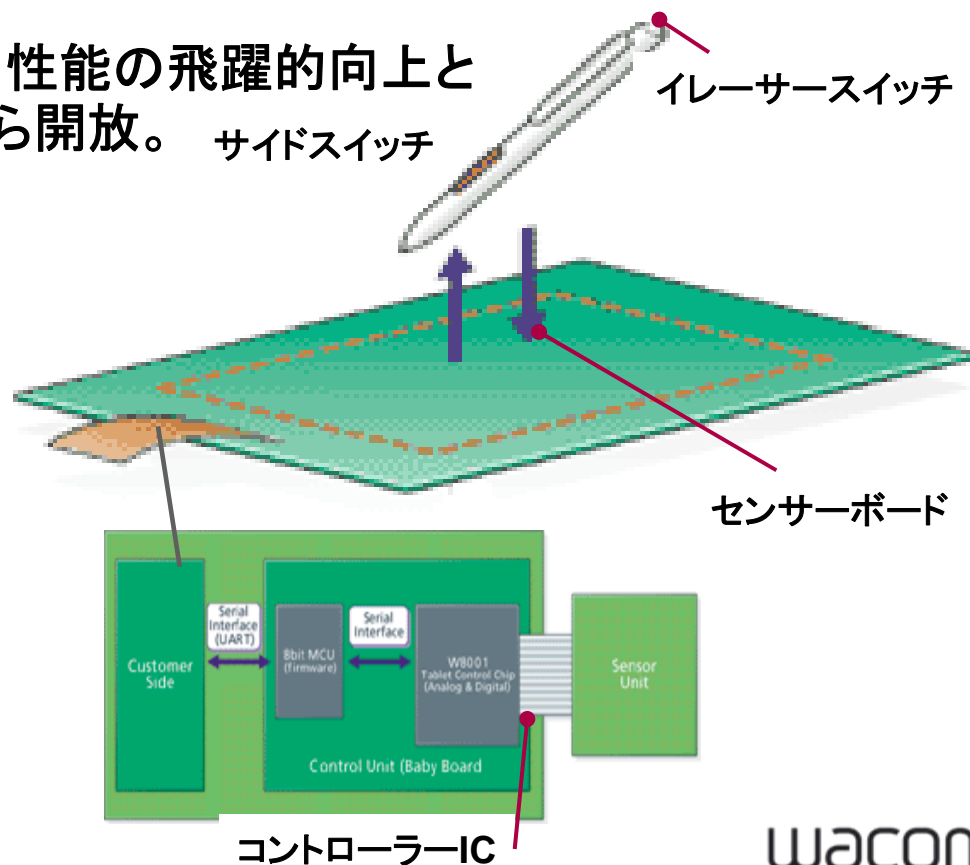
- ・従来技術: 電子ペン(入力装置)に電池が搭載され、電子ペンとタブレット(板面)は、コードで繋がっていた。
- ・電磁誘導授受(Electro Magnetic Resonance)方式による高速/高精度の位置センサー技術を開発
 - ・電池レス、コードレス化を達成、性能の飛躍的向上とユーザーをコードの煩わしさから解放。 サイドスイッチ

・周辺の、

- i) 筆圧検知、線の強弱/太さの変化
- ii) 消しゴム機能等の修正/訂正

技術が開発され、製品の改良がなされました。

(特許技術として、日本, 米国, ヨーロッパ, 中国等で保護)



ワコム 事業&技術

- 独自の、電池レス & コードレスを可能にした電磁誘導授受(EMR)方式によるセンサー技術に、
 1. 筆圧検知機能 (描く線の強弱、太さの変化が可能となる)
 2. 消しゴム機能等 (修正、訂正が容易)の改良技術が加わり、マーケット・シェアが、80%以上に上昇
- 模倣品=侵害品が市場に現れるたび毎に、特許等侵害訴訟を提起し、侵害品排除に努力
(長期に亘り80%以上を維持出来ている大きな理由)

知的財産侵害訴訟による排除

- 侵害品の市場排除： 生存/成長する為の自衛行為
 - * ペンタブレットの市場規模は、他社と市場をシェアできるほど大きくない
 - * 侵害品との低価格競争では、事業が立ち行かない
(侵害品を放置すれば、合理的利益を上げ、製品/技術に再投資していくサイクル自体を失ってしまう)
- 2006～2008年 中国メーカーに対する、特許侵害訴訟 (米国 & 中国)
- 2011年 台湾製の外観&デザイン酷似品 意匠権侵害訴訟
日本 & ドイツ

知的財産侵害訴訟による排除

2006～2008年 中国メーカーに対する、特許侵害訴訟

- 中国の競合メーカーが、米国においてプロ用ペンタブレットの販売（同等のSpec. 製品を、ワコムの約半値で）を開始したことが発端、
中国、米国で製品を入手、調査解析の結果；
 米国特許 6件
 中国特許 3件 の侵害を確認（中国特許3件は、米国特許と対応）
- 最大の米国市場の防衛と、両国での知的財産保護を目的として侵害訴訟を決断
- 戦略： 米国訴訟の有利な展開を以って、中国訴訟の不利な進展を牽制する
 （注）中国は 特許法、民事訴訟法等の制度は整っていますが、諸般の事情から公平な判断をどれだけ期待できるか、という不安？

中国特許侵害訴訟のポイント

1. 中国だけで訴訟を起こすことはリスクが大きい。米国等訴訟と、同時連携して手続きを進め、米国での有利な進展をもって中国訴訟の進行を牽制する。(米国訴訟のミラー効果！)
2. 特許庁(JETRO 北京センター等の知的財産部)、経産省、外務省等日本政府の関係機関からサポートを受け、支援を頂きました。

(注) 個別案件、事情には関与してもらえないが、中国関係当局に対し『… 注目している、……公平な判断を期待する』とのメッセージを中国関係当局に伝達、不当/不利な判断を牽制。
3. 実用新案を軽視してはいけない。(方式審査でだけで成立、ドンズバのprior artがないと潰せない)、訴訟中でも権利を作ること可能。

(注) 相手方製品を文言上カバーする権利を作れる。

中国メーカーの反訴：ワコムへの実用新案侵害訴訟

| | |
|-----------------------------------|---|
| <p>H社のデフェンス Counter claim</p> | <p>ワコム製品に対して2件の実用新案侵害訴訟を夫々提起される</p> <ol style="list-style-type: none">1. 河北省 石家莊市中級人民法院 実用新案3件(内1件は、ワコム侵害訴訟後に出願、取得したもの)2. 黒龍江省ハルビン市中級人民法院 <p>問題点</p> <ol style="list-style-type: none">1. 両地域とも、日本に対し複雑な感情がある土地柄、2. 上記3件の内、1件が訴訟後出願、取得した権利(侵害はあり得ない)3. 根拠が乏しい訴訟4. 両訴訟が、中国メーカーの本社がある北京の中級人民法院で提起されるべきであるが、北京に移送する制度的担保がない。 |
|-----------------------------------|---|

中国特許侵害訴訟のポイント

4. 地方の中級人民法院で実用侵害訴訟で訴えられたのが、想定外でした。中央政府がある北京等とは判断に差があるとのこと。

(注) 第一審の中級人民法院は、中国全体で50以上ある。

5. 中国の裁判所に持ち込む証拠は、公証(日本の公証人による)、中国大使館の認証が必要、負担が重く、時間が必要。事前に多く仕込むこと。

6. 代理人の選定は特に重要: 非公式の人民法院判事との交渉、調整能力 & 技術鑑定 (appraisal) 機関の選定に関与できる技量・能力があること。

(注) 使用する言語、日本語に拘ると選択が狭くなる。

中国メーカー訴訟における制度的検討

| | 米国 | 中国 |
|-------------------------------|---|--|
| 特許 | 6件 | 3件(米国の3件と対応) |
| 事前の警告 (Cease & Desist LTR) | 行わない (有利な裁判地確保の為) | 行わない (有利な裁判地確保の為) |
| 裁判地 | Seattle (ワコム現地法人の管轄) | 上海第一中級人民法院 (中国H社が、北京市在のため北京を避け、 上海を選ぶ、北京中級人民法院の判断水 準が最高であるが。) |
| 判決迄 | 1.5~年 (Markman Hearing迄 約1年) | 8~15ヶ月 |
| その他 | ITC 事前準備の負荷が 大きすぎ、不可能 | N.A. |
| H社のディフェンス (Counter claim) | 非侵害&特許無効 (特許無効は裁判手続中として 、Reexaminationの抗弁の可 能性?) | 非侵害&特許無効 (覆審委員会に3件の無効審判申立てが有 る、有っても裁判が中断なく進行すると 想定) |

知的財産侵害訴訟による排除

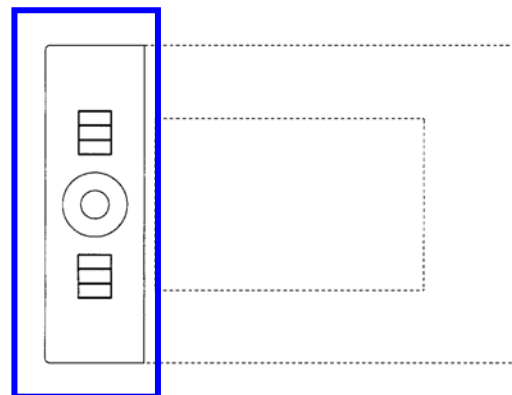
2011年 台湾製の外観&デザイン酷似品 意匠権侵害訴訟

日本：仮処分申立後、1ヶ月で輸入、販売停止

ドイツ：訴訟提起後、3日以内で仮処分取得



日本意匠登録第1372733号
(部分意匠: 操作部)



ワコム®の知財管理

1. 特許出願 製造国/販売国重視:

- 発明国日本出願は、1. 必ず(100%) 米国, ヨーロッパ, 中国に出願
- 2. '08年ころから、台湾 韓国, インド等にも選択的に出願

主要製造国/販売国に必ず出願が原則

(注)原則をはずし、日本でだけ出願すると、無償の技術流出となる。

2. 意匠出願 製造国/販売国重視:

特許と同様の出願国:(日本)、米国、ヨーロッパ、中国 等

部分意匠&周辺部分を精力的に出願

ワコム®の知財管理・戦略の特徴的事項

3.出願前の発明評価:

技術の高度性/革新性(新規性が前提)

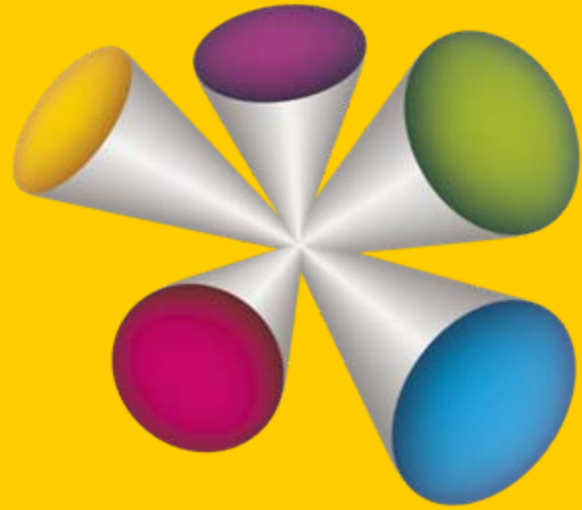
侵害立証の容易性が、出願か否かのポイント:

目視等で侵害が容易に指摘、立証可能か? 不可能なら、出願不可。

ICのシリコン上に埋没する、回路技術は、侵害立証が難しく、出願せず秘匿を選択

将来を見据えた課題

- **ペンタブレット:**
 - 技術、製品の成熟化に対応した出願の方向性
 - 技術/開発部門との連携
- **事業のソフトウェア化への対応:**
 - タブレット(出荷済の数量が増大)の機能拡張用ソフトウェアの開発、頒布
 - 出願のあり方
- **ペンタブレット製品(紙と鉛筆機能)が他機能と結合、複合化:**
 - 単一技術/製品から複合技術/製品への知財戦略
- **グローバル化への対応:**
 - 台湾、米国のR&D活動に職務発明・報奨規定の導入

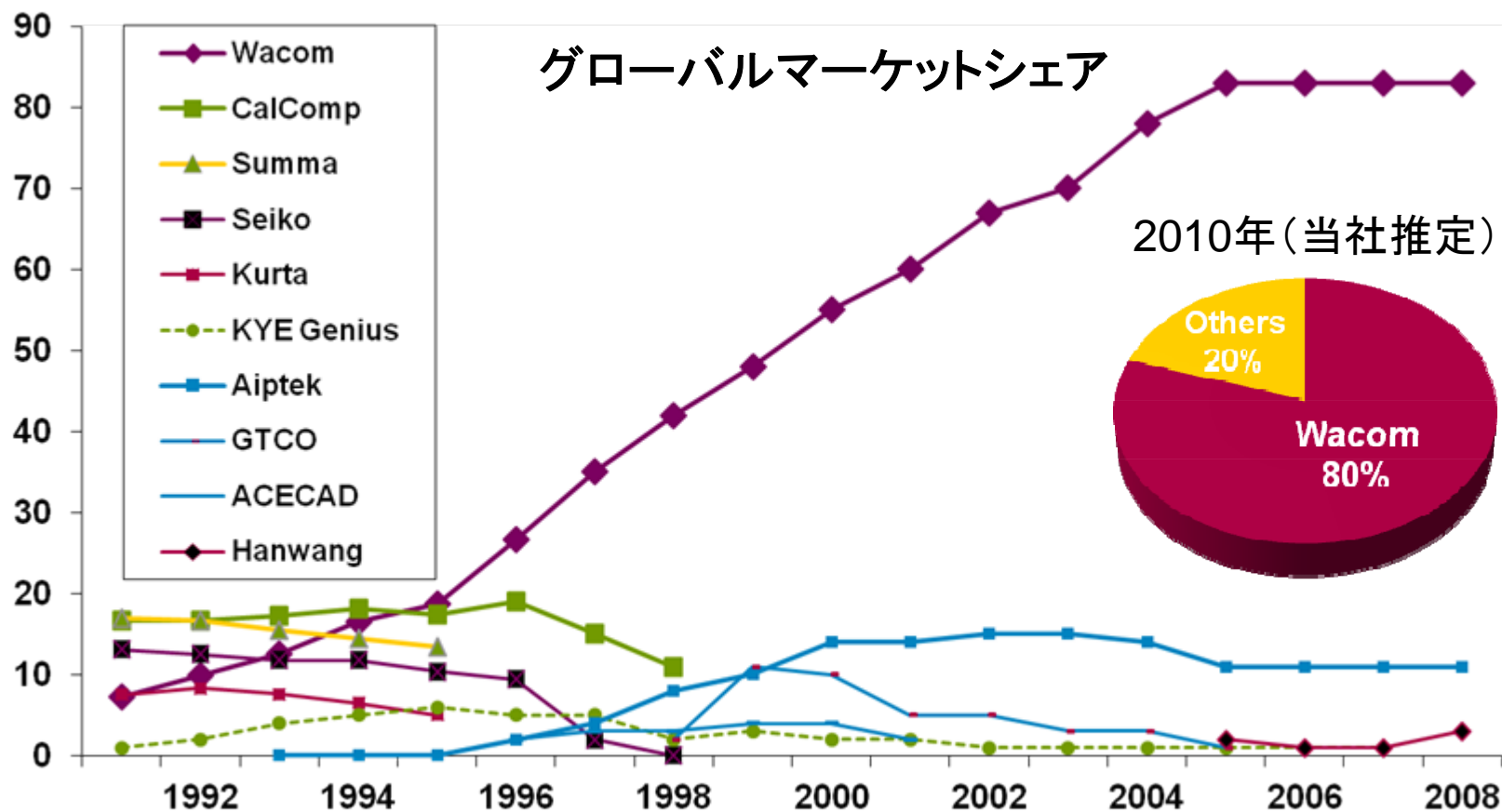


wacom®

ご清聴有難うございました。

ワコム 事業の発展 (2)

グローバル・マーケットシェアの上昇



知的財産力

- グローバルな特許・意匠出願／管理体制
- グローバルブランド Wacom を支える商標維持体制

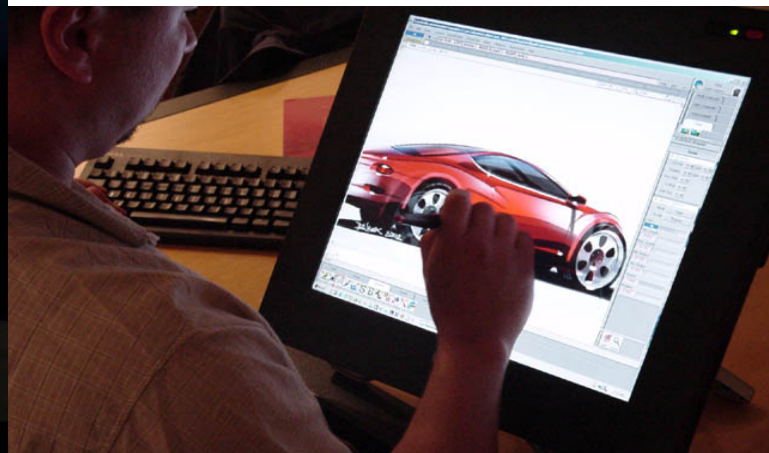
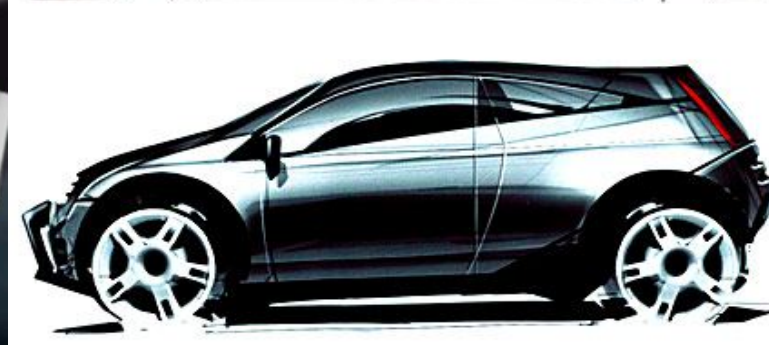
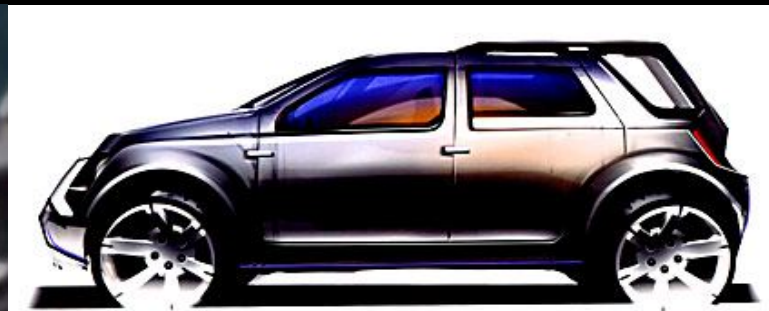
| | 発明 | | 意匠 | | 商標 | |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 特許数 | 出願中 | 登録数 | 出願中 | 登録数 | 出願中 |
| 日本 | 89 | 72 | 45 | 20 | 64 | 8 |
| 海外 | 196 | 325 | 126 | 12 | 490 | 63 |
| 合計 | 285 | 397 | 171 | 32 | 554 | 71 |
| 総計 | 682 | | 203 | | 625 | |

* 海外の特許は米国、欧州、中国、台湾等に出願、登録されている。

* 商標の所有数は、1商標/1商品分類を1としてカウントしている。

(従って、ワコムが1商標を2商品分類で所有している場合、商標所有数は2となります。)

プロフェッショナル製品 Cintiq



(例)

- 「アバター」「スターウォーズ」などコンピュータグラフィックス(CG)を多用する世界中の映画の製作現場でのCG製作に活用されています。
- 「ディズニー」や「スタジオジブリ」などに代表される、世界中のアニメーション映画プロダクションで、描画・色づけ・テクスチャー製作などに活用されています
- 「ファイナルファンタジー」などに代表される、ゲームソフトの製作現場で、リアルな画像を製作するために活用されています。

